

環境委員会資料

1 議案の審査

(1) 議案第96号

東扇島堀込部埋立その4他工事請負契約の締結について

資料 議案第96号

東扇島堀込部埋立その4他工事請負契約の締結について

(追加資料)

港 湾 局

(令和8年6月12日)



1 東扇島堀込部埋立その4他工事について

本工事は、川崎市と東海旅客鉄道株式会社（以下、JR東海）が締結している「東扇島堀込部土地造成事業に伴う護岸築造工事及び埋立管理等の施行に関する基本協定（以下、基本協定）」に基づき実施するものである。

2 東扇島堀込部土地造成事業の概要

川崎港の物流機能強化に資する港湾関連用地、ふ頭用地等を確保するため、新たに海面埋立による土地造成を行う。

- 埋立区域：東扇島地先の公有水面
- 埋立面積：約13.2ha
- 埋立用材：リニア中央新幹線事業におけるシールドトンネル工事に伴い梶ヶ谷非常口から搬出される建設発生土
- 土地利用：埠頭用地、港湾関連用地、臨港道路
- 整備内容：埋立工事（護岸築造工事、埋立管理等）、基盤整備工事
※埋立工事に必要な費用はJR東海の負担
- 現在の状況：令和8年5月末時点で約70万m³の建設発生土を受入れ完了



3 これまでの主な経緯等

- ・平成26年11月 川崎港港湾計画の改訂⇒土地利用計画を位置付け
- ・平成29年 6月 JR東海から建設発生土の受入要請
- ・平成29年 8月 JR東海と覚書締結
- ・平成30年 3月 公有水面埋立免許取得、JR東海と基本協定締結
- ・平成30年 6月 護岸築造に係る工事請負契約の締結
- ・令和 6年 6月 海面埋立の開始
- ・令和 6年11月 川崎港港湾計画の改訂⇒土地利用計画の変更
- ・令和 7年 3月 基本協定の一部変更 ⇒建設発生土搬出工程等の変更
- ・令和 8年 5月 基本協定の一部変更 ⇒建設発生土搬出工程等、埋立土量、埋立工事費の変更
- ・令和 8年 6月 東扇島堀込部埋立その4他工事(議案審査)

4 基本協定の変更

(1) 基本協定の主な内容

護岸築造工事、埋立管理等の実施についての基本的な事項

- 工事の位置及び範囲：工事位置は東扇島堀込部
- 協定の期間及び工程：協定の期間及び建設発生土の搬出の工程等
- 工事の内容及び施工：市は、護岸築造工事、埋立管理等を実施
- 建設発生土の運搬及び搬入：取扱予定土量
- 発生土の品質等：海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の基準等に適合するもの
- 工事の費用及び負担等：工事に必要な費用は、全額JR東海が負担

(2) 基本協定の一部変更(令和8年5月)の内容

シールドトンネル工事の施工実績や埋立状況等を踏まえ変更

- 協定の期間及び工程
 - ・協定期間
(変更前)令和9年9月30日まで ⇒ (変更後)令和13年3月31日まで
 - ・建設発生土の搬出完了時期
(変更前)令和8年度中 ⇒ (変更後)令和11年度中
- 建設発生土の運搬及び搬入
 - ・取扱予定土量
(変更前)約140万m³ ⇒ (変更後)約155万m³
- 工事の費用及び負担等
 - ・工事の費用
(変更前)約200億円 ⇒ (変更後)約230億円



5 今後の予定

JR東海との基本協定の一部変更を踏まえた、今後の事業スケジュール(想定)と概算事業費を以下に示す。また、埋立工事の工程の見直し、土地利用計画の変更などを踏まえて、公有水面埋立免許の変更手続きを行う。

(1) 事業スケジュール(想定)と概算事業費

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度～	概算事業費	
	埋立工事									230億円 【JR東海負担】
基盤整備工事									40億円 【川崎市負担】	

※基盤整備工事の工程等は、今後実施する調査・設計で精査する。

(2) 公有水面埋立免許の変更手続き

